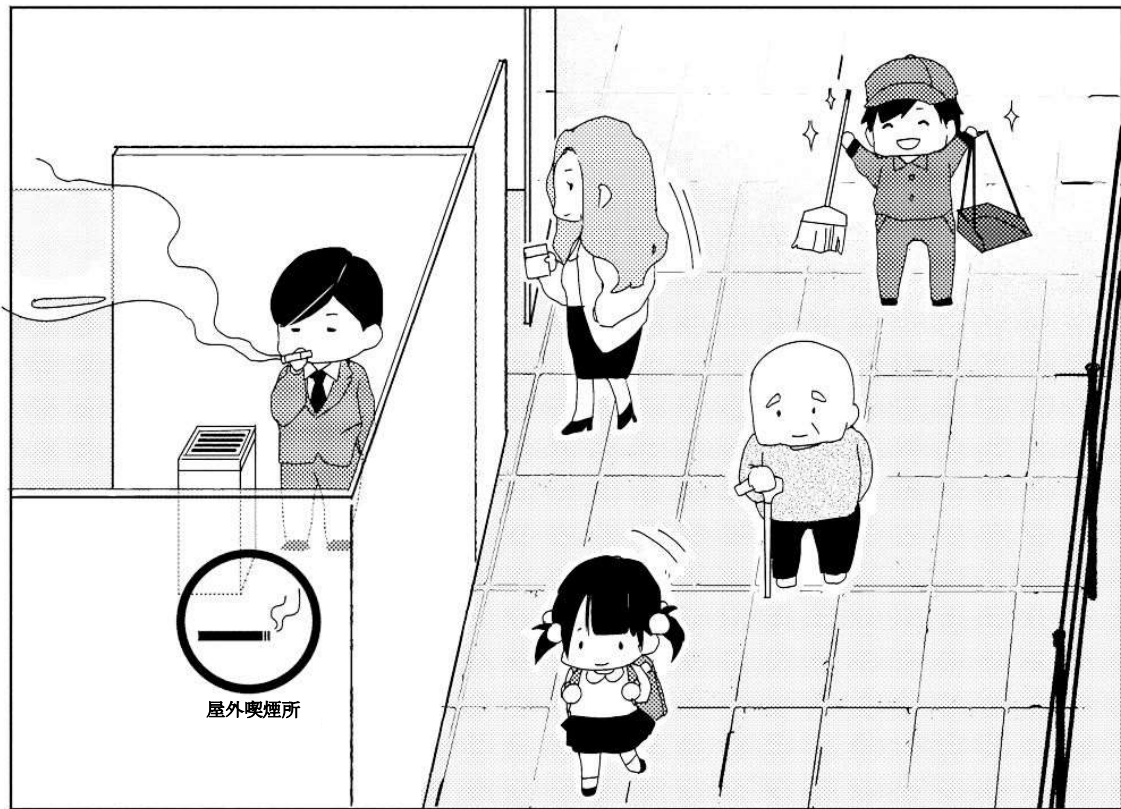


## 川口市路上分煙基本計画(案)



川口市では、平成17年5月に「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しており、川口市内の道路など、公共の空地の場所では、できる限り路上喫煙をしないように努める義務がございます。

また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要とされている地区を「路上喫煙禁止地区」としており、JR川口駅、西川口駅、東川口駅周辺を指定しています。

近年、市内他駅周辺においても、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱が見受けられることから、同禁止地区の新規指定のほか、今後様々な見直しなどを順次行うことといたしました。

## 目 次

○川口市路上分煙基本計画・同実施計画と各関係法令や 計画等との位置づけについて	・・・1
○川口市のこれまでの路上喫煙防止について	・・・2
○川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化	・・・5
○川口市路上分煙基本計画（案）	・・・7
○参考資料	・・・10



# 川口市路上分煙基本計画・同実施計画と各関係法令や計画等との位置づけについて

川口市の路上喫煙を取り巻く外部環境の変化

- 1 健康増進法改正による分煙対策への自治体の配慮（望まない受動喫煙対策）
- 2 地方税制におけるたばこ税の分煙施策への有効活用
- 3 市民の喫煙状況に対応した必要な対策
- 4 川口市市民意識調査で市民が受動喫煙を受けた場所の1位が路上であること（69.3%）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・道路等公共の場所を汚すことの禁止
- ・廃棄物のみだりな投棄禁止

川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例

- ・吸い殻等の散乱への施策の総合的実施

健康増進法

- ・地方公共団体の受動喫煙の防止に必要な環境の整備等への配慮

川口市路上喫煙の防止等に関する条例  
・路上喫煙の防止に関する施策の総合的実施

## 川口市路上分煙基本計画(案)

・（1）各駅周辺など人通りが多い場所、（2）意見等が多数ある場所、（3）調査等により路上喫煙対策が実施可能であることの要件を満たす場合は、総合的に勘案して路上喫煙禁止地区の指定を行うなど、分煙化を促進する。

## 川口市路上分煙実施計画(案)

各年度における具体的かつ実現可能な分煙化を行う。

路上喫煙禁止地区の指定等

- ・各要件の確認・調査・聴き取り・調整等

路上喫煙禁止地区内の必要な路上分煙対策

- ・喫煙所の設置・改修等
- ・パトロール・清掃等

路上喫煙における分煙ルールとマナー啓発促進

- ・川口市の路上分煙の考え方の更なる普及啓発



SDG s 目標 11

「住み続けられるまちづくりを」に寄与



SDG s 目標 3

「すべての人に健康と福祉を」に寄与

川口市総合計画、川口市環境基本計画、川口市一般廃棄物処理基本計画との整合

## 川口市のこれまでの路上喫煙防止について

### 1 「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」制定の背景

#### (1) ポイ捨て防止施策の重要性

本市では平成12年4月に飲料容器等(たばこの吸い殻を含む)の散乱の防止を規定した「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、様々な啓発やクリーンタウン作戦等を実施しています。

その中で、ポイ捨てごみ散乱のしにくいまちづくりに向けた社会的な仕組みとして、より散乱の防止に重点を置いた施策を進めていくことも重要となってきました。

#### (2) 健康増進法の制定による、受動喫煙の防止の位置づけ

制定当時の健康増進法第25条において、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされました。道路上は本法律第25条で想定している施設には含まれませんが、多数の者が往来する路上の喫煙マナーや受動喫煙に関する社会的関心が増してきています。

さらに、世界保健機関(WHO)の下に作成されました、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とするたばこに関する国際協力について定めた「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(略称:たばこ規制枠組条約)」が平成17年2月に発効しています(我が国は平成16年3月9日署名、同年5月19日に国会承認をしています)。

#### (3) 雑踏における喫煙の被害の社会問題化

火のついたたばこの先端温度は摂氏700度に達することから、受動喫煙だけではなく、火傷等人体及び衣服等への深刻な被害が懸念されています。また、喫煙者のたばこを持つ手の高さは、ちょうど子どもの顔の高さに来るといわれています。

こうした背景から、道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと

環境美化意識の向上を図り、たばこの火による火傷、煙による第三者への健康被害、及び散乱等を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しています。

## 2 「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」の概要

この条例では、市民や川口市を訪れる方々等に対し、道路、公園その他公共の場所（室内又は室内に準じる場所は除く。）における喫煙の防止に努めるよう求めるため、「何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない」ことを規定しており、市内での路上喫煙の自粛をお願いしています。また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる地区、JR川口駅、西川口駅、JRとSRの両駅を持つ東川口駅の3駅周辺については「路上喫煙禁止地区」に指定し、路上喫煙者が喫煙可能な場所を設けることで、路上での受動喫煙を防ぐための指定喫煙所（以下、「喫煙所」という。）を設置し、路上喫煙禁止地区内での路上喫煙を禁止しています。

なお、罰金および過料等の罰則は設けていませんが、条例の効果を担保するため、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙を行う者に対して必要な指導勧告を行うことができるよう規定しており、路上喫煙禁止地区において巡回員による路上喫煙パトロール及びたばこの吸い殻の投げ捨てによる潜在的な路上喫煙場所となっている場所への吸い殻等の清掃を実施しています。

### 3 主な路上喫煙禁止地区の指定

指定日	指定地区	備考
平成17年12月1日	J R川口駅周辺、 J R西川口駅周辺	
平成18年11月1日	J R川口駅東口の 指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業 完了に伴い拡大
平成19年10月1日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による 取り組みとして新たに 指定
平成22年7月16日	川口西公園	公園内でのたばこの煙 による健康被害、火傷・火 災を防止するため指定
平成24年7月1日	J R・S R東川口駅 周辺	

◎主な路上喫煙禁止地区の範囲



## 川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化

### 1 健康増進法改正による分煙対策への自治体の配慮（望まない受動喫煙対策）

厚生労働省の健康増進法改正により、屋内の受動喫煙に関する規制が強化される一方で、自治体は屋外についても望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備などの措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとなっています。喫煙所等の屋外分煙施設について、原則として厚生労働省が推進する基準の型で、整備を図っていくこととなります。

### 2 地方税制におけるたばこ税の分煙施策への有効活用

総務省の令和3年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項において、たばこ税の見直しに関連し、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」となっています。

### 3 市民の喫煙状況に対応した必要な対策

厚生労働省の国民健康・栄養調査結果概要において、令和元年の喫煙者の割合が16.7%で、未だ6人に1人が喫煙者であり、川口市においては令和2年度実施の「総合計画のための市民意識調査」の中で、市民の喫煙の有無について調査したところ、喫煙者の割合が20.4%で、約5人に1人が喫煙者となります。こうしたことから川口市では人通りが多い駅周辺におきまして、路上喫煙禁止地区を指定し、併せて公共の喫煙所を設けております。喫煙所を設けることにより、路上喫煙者が減少し、通行者と一定距離を置く分煙に繋がることにもなります。一方で、さらに分煙を進めることにつきまして、路上喫煙者を減らしていくと同時に、喫煙所からたばこの煙を減らしていくこと、また、昨今の新型コロナウイルスへの配慮も含めた対策としまして、単に必要な場所に喫煙所を設けるだけではなく、厚生労働省が推進する路上等の屋外分煙施設の基準に配慮した、喫煙所の設置や改修なども重要であると考え

ています。

#### 4 川口市市民意識調査による市民が受動喫煙をうけた場所の1位が路上であること（69.3%）

川口市の市民意識調査で、2年連続して市民が1年間に受動喫煙を受けた場所の1位が路上（69.3%）である一方、上記の厚生労働省調査結果で、1か月に路上で受動喫煙を受けた国民は飲食店に次ぐ2位（27.1%）であり、調査期間の差異はあるものの比較的高いものと考えられます。路上以外の調査項目では飲食店（51.4%）、職場（23.3%）、ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設（23.0%）となっております。また前年の、令和元年度に実施した、同じ受動喫煙の場所について、その数値と比較すると、屋内では飲食店（7.6%）の減少、職場（2.2%）の減少、娯楽施設（7.5%）の減少となっています。これは健康増進法改正において、7月1日から民間施設等の屋内では原則喫煙禁止となるため、予め、その対応を行ったことが想定されます。一方、健康増進法でも屋外の禁止規定のない路上では、昨年も今年も全く同じ69.3%が受動喫煙を受けていると回答しています。

#### 5 市民からの路上喫煙防止対策への意見等

市民からの路上喫煙状況に関する意見等について、路上喫煙禁止地区の新規地区指定等に関する意見や、既存の喫煙所の改修・移設等に関する意見が多数あります。



## 川口市路上分煙基本計画（案）

こうした「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」を踏まえ、今後の川口市の計画において一定の方向性を持ちつつ、道路上における非喫煙者と喫煙者の分煙を進めていくことを定めるものが、「川口市路上分煙基本計画（案）」となります。

「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」では、第3条で、「市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。」と定めています。

これまで、この第3条にある「路上喫煙の防止についての総合的な施策」の内容につきましては、特に定めることはなく、路上喫煙防止の対策を行っていましたが、「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」に伴い、総合的な観点から、路上喫煙への対策を講じていく「計画」が、「川口市路上分煙基本計画（案）」となります。

### 1 路上喫煙禁止地区の指定等及びその方法

これまでは、市民から意見等があった際に、5年に一度実施していた大規模な路上喫煙調査の結果とあわせて、川口市廃棄物対策審議会で意見を聴いた上で、路上喫煙禁止地区の指定を行っていました。川口市路上喫煙の防止等に関する条例第7条では、「特に必要と認める地区」を路上喫煙禁止地区として、指定することができるとしています。

「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」に伴い、今後は市内の各駅周辺など、特に人の通行が多い場所は、原則として路上喫煙を禁止する路上喫煙禁止地区として推進していきます。

○川口市廃棄物対策審議会に諮る際の路上喫煙禁止地区の指定等をするための要件

- (1) 市内の各駅周辺など、特に人の通行が多い場所であること
- (2) 市民から意見等が多数あること
- (3) 調査・聴き取りなどを実施の結果、路上喫煙対策が実施可能であること

特に(3)につきましては、市民から意見等を聴いた後に、調査や聴き取りを実施した結果、その地域の多数の方々が、路上喫煙禁止地区の指定そのものを望んでいないなどの場合は、その指定を見合わせることを、としています。

次に、「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」に伴い、禁止地区の指定と合わせて、公共の喫煙所の設置をする必要があると考えます。

路上喫煙者が確実に喫煙できる場所を設けることで、非喫煙者と喫煙者に一定の距離を置く「分煙」を図ることにより、道路上における通行人の受動喫煙を減らすものとして、多くの自治体が公共の喫煙所を設置しています。

## 2 路上喫煙禁止地区内の必要な路上分煙対策

川口市及び他自治体の路上喫煙対策状況等から、以下の路上分煙対策を実施します。

- (1) 非喫煙者と喫煙者の相互に配慮できる分煙化のための喫煙所の設置・改修等
- (2) 路上喫煙者に対する巡回パトロールの実施
- (3) 路上喫煙の誘発防止と清潔な環境対策としての路上の吸い殻等の回収

## 3 川口市の路上における分煙ルールとマナー啓発の推進

各自治体の人口や駅周辺の利便性などによって、路上喫煙への対策が異なっていると考えられるため、自治体ごとに異なっている分煙ルールなどが、市民や川口市を利用する通行者に理解されていないと、路上喫煙禁止地区内での路上喫煙や、喫煙所からはみ出している喫煙がおこなわれることなども想定されます。したがって、今後も継続して、川口市における分煙ルールなどの更なる浸透を図るものです。

## 4 3年を目安とした路上喫煙禁止地区や既存喫煙所の改修を含む計画見直し

「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」をふまえて、市内の各駅周辺など、特に人の通行の多い場所は、原則として路上喫煙を禁止する「路上喫煙禁止地区」として推進していく予定としています。

一方で、屋外喫煙に関する健康増進法の改正や、新型コロナウイルス等の流行の変化など、今後、川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境も変化する可能性がありますので、3年を目処に、新たな社会環境に対応した基本計画について、見直しを行っていくものです。

なお、当計画の名称として、川口市路上喫煙の「防止」の基本計画とせず、川口市路上喫煙の「分煙」の基本計画としたのは、路上の喫煙者に対する、単に喫煙防止の観点のみの対策とするのではなく、非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる「分煙」を念頭に置いた、喫煙所の設置・改修や啓発等を行っていくことが今後の川口市において必要と考えていくことを内外に示すためとしています。

また、「川口市路上分煙基本計画（案）」に基づき、具体的に実施する計画を「川口市路上分煙実施計画（案）」とし、本計画において、その基本方針を定めます。

この実施計画では、その3年間のうち、各年度における具体的な対応策を検討するものとしています。

そして、該当年度より前に、翌年度に実施する具体的な対応策の作成、関係部局との調整の後、該当年度にその実施を行うものです。

## 参考資料

### ○川口市路上喫煙の防止等に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、市長、事業者及び市民等の責務の明示その他の必要な事項を定めることにより、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- （2）路上喫煙 道路等において喫煙することをいう。
- （3）事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- （4）市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 市長は、事業者及び市民等に対し、路上喫煙の防止についての意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者及び市民等の責務）

第4条 事業者及び市民等は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

（関係行政機関の責務）

第5条 国、埼玉県その他の関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力するものとする。

（路上喫煙の防止）

第6条 何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等の所有者その他の道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができるものとして指定した場所にあつては、この限りでない。

（路上喫煙禁止地区）

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める地区を、規則で定めるところにより路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）とし

- て指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
  - 3 市長は、規則で定めるところにより、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。
  - 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その地区を告示することにより行うものとする。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、禁止地区内においては、路上喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日条例第93号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

## ○川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行規則 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市路上喫煙の防止等に関する条例(平成17年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地区の指定等の手続)

第2条 市長は、条例第7条第1項の規定により路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)を指定し、又は同条第3項の規定により禁止地区の指定を変更し、若しくは解除するときは、あらかじめ川口市廃棄物対策審議会の意見を聴かなければならない。

(禁止地区に係る告示事項)

第3条 条例第7条第4項の規定による告示には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 新たに指定され、又はその内容が変更され、若しくは解除されることとなる禁止地区の範囲

(2) 新たに禁止地区として指定され、又は指定の内容が変更され、若しくは指定が解除されることとなる期日

(3) 新たに指定され、又は変更されることとなる禁止地区としての時間帯

(身分証明書の携帯)

第4条 条例第9条第1項の指導及び同条第2項の勧告を行う職員は、任務の遂行に当たっては、様式第1号の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第9条第2項の勧告は、様式第2号の勧告書により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(清潔の保持等)

第5条

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(投棄禁止)

第16条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## ○健康増進法（抜粋）

(国及び地方公共団体の責務)

第25条

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

## ○屋外分煙施設の技術的留意事項について（平成30年11月9日厚生労働省通知）（抜粋）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）については、7月25日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁

煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられているところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等にご配慮をお願いしたい。

#### 記

- 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること
- ①壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（コンテナ型）
- ・排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
  - ・給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること
- ②壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（パーティション型）
- ・壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
  - ・出入口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）
  - ・四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること
- ※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること
- ※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい
- （注）上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。
- （注）なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。

#### ○令和3年度税制改正（令和3年1月20日総務省通知）（抜粋）

##### 1 令和3年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

##### （10）地方のたばこ税に係る対応について

##### ② 屋外分煙施設等の整備の促進

令和3年度与党税制改正大綱において、令和2年度与党税制改正大綱に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされたところであること。

については、「健康増進法」（平成14年法律第103号）も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設定等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることか

ら、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること。

## ○川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例（抜粋）

（市長の責務）

### 第3条

1 市長は、この条例の目的を達成するため、飲料容器等の散乱の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

（投棄の禁止）

### 第7条

何人も、飲料容器等をみだりに捨ててはならない。

## ○SDGs（持続可能な開発目標）（抜粋）

目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する  
ターゲット3. a すべての国々において、たばこの規制に関する世界枠組み期間枠組条約の実施を適宜強化する。

目標11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する  
ターゲット11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

ターゲット11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

## ○WHOたばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約（抜粋）

### 第8条

2 締結国は、国内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。



○令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要（抜粋）  
（別紙のとおり）

○令和２年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（抜粋）  
（別紙のとおり）

○令和元年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（抜粋）  
（別紙のとおり）

○東京都２３区において、路上喫煙禁止地区内に屋外喫煙所が設置されている割合（川口市照会）

東京２３区への照会を行い、路上喫煙禁止地区の有無について回答があった自治体	うち屋外喫煙所を設置している自治体	路上喫煙禁止地区に対する喫煙所設置割合
２０	２０	１００％

○令和元年度 各駅一日当り乗降客数（東日本旅客株式会社（ＪＲ）、埼玉高速鉄道株式会社（ＳＲ）各ホームページ）

ＪＲ

川口駅 ８４，１９７人  
西川口駅 ５９，０６２人  
蕨駅 ６１，８２９人  
東川口駅 ３６，９１８人

ＳＲ

東川口駅 １６，９３４人  
川口元郷駅 １０，６７２人  
南鳩ヶ谷駅 ８，３３３人  
鳩ヶ谷駅 １１，９９０人  
新井宿駅 ５，９１３人  
戸塚安行駅 ８，２７６人



# 令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要

目次	(頁)
<b>I 調査の概要</b>	1
<b>II 結果の概要</b>	5
<b>第1部 社会環境と生活習慣等に関する状況</b>	5
1. 食習慣改善の意思	5
2. 健康な食習慣の妨げとなる点	7
3. 食生活に影響を与えている情報源	9
4. 外食、持ち帰りの弁当・惣菜、配食サービス、健康食品の利用状況	12
5. 運動習慣改善の意思	14
6. 運動習慣の定着の妨げとなる点	16
7. 非常用食料の用意の状況	17
<b>第2部 基本項目</b>	18
<b>第1章 身体状況及び糖尿病等に関する状況</b>	18
1. 肥満及びやせの状況	18
2. 糖尿病に関する状況	20
3. 血圧に関する状況	21
4. 血中コレステロールに関する状況	22
<b>第2章 栄養・食生活に関する状況</b>	23
1. 食塩摂取量の状況	23
2. 野菜摂取量の状況	24
<b>第3章 身体活動・運動及び睡眠に関する状況</b>	25
1. 運動習慣者の状況	25
2. 歩数の状況	26
3. 睡眠の状況	27
<b>第4章 飲酒・喫煙に関する状況</b>	29
1. 飲酒の状況	29
2. 喫煙の状況	30
3. 禁煙意思の有無の状況	32
4. 受動喫煙の状況	33
<b>第5章 歯・口腔の健康に関する状況</b>	34
1. 歯・口腔の健康に関する状況	34
<b>第6章 地域のつながりに関する状況</b>	35
1. 地域社会のつながりの状況	35
<b>《参考》 栄養素・食品群別摂取量に関する状況</b>	37
1. 栄養素等摂取量	37
2. 食品群別摂取量	40

(オ) 血液検査 (20 歳以上)

(カ) 問診 (20 歳以上)

- ① 血圧を下げる薬の使用の有無
- ② 脈の乱れに関する薬の使用の有無
- ③ コレステロールを下げる薬の使用の有無
- ④ 中性脂肪 (トリグリセライド) を下げる薬の使用の有無
- ⑤ 貧血治療のための薬 (鉄剤) の使用の有無
- ⑥ 糖尿病指摘の有無
- ⑦ 糖尿病治療の有無
- ⑧ 治療の状況: インスリン注射または血糖を下げる薬の使用の有無、通院による定期的な血液検査や生活習慣の改善指導の有無
- ⑨ 医師からの運動禁止の有無
- ⑩ 運動習慣: 1 週間の運動日数、運動を行う日の平均運動時間、運動の継続年数

イ. 栄養摂取状況調査票 (1 歳以上)

- (ア) 世帯状況: 氏名、生年月日、性別、妊婦 (週数)・授乳婦別、仕事の種類
- (イ) 食事状況: 家庭食・調理済み食・外食・給食・その他の区分
- (ウ) 食物摂取状況: 料理名、食品名、使用量、廃棄量、世帯員ごとの案分比率
- (エ) 1 日の身体活動量 (歩数) (20 歳以上)

ウ. 生活習慣調査票 (20 歳以上) [自記式調査]

食生活、身体活動、休養 (睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般を把握した。また、令和元年は重点項目として社会環境の整備について把握した。

令和元年より、生活習慣調査票のオンライン調査が導入された。調査対象者はインターネットを経由して、自宅や会社などのパソコン、スマートフォンから電子調査票に回答した。

(2) 調査時期

令和元年 11 月中とした。

- ア. 身体状況調査: 調査地区の実情を考慮して、最も高い参加率をあげ得る日時 (複数日設定しても構わない)
- イ. 栄養摂取状況調査: 日曜日及び祝祭日を除く任意の 1 日
- ウ. 生活習慣調査: 調査期間中 (令和元年 11 月中)

4. 調査系統

調査系統は次のとおりである。

厚生労働省 — 

都道府県
保健所設置市
特別区

 — 保健所 — 国民健康・栄養調査員 — 対象者

## 6. 集計客体

結果の集計は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行った。  
調査対象世帯数、調査実施世帯数は、次のとおりであった。

調査対象世帯数	調査実施世帯数 <sup>※</sup>
4,465	2,836

※調査項目に1つ以上回答した世帯数。

集計客体数は次のとおりであった。

男女計	身体状況調査		血液検査		栄養摂取状況調査		歩数測定		生活習慣調査	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	5,074	100.0	2,431	100.0	5,865	100.0	4,591	100.0	5,709	100.0
1-6歳	196	3.9	-	-	235	4.0	-	-	-	-
7-14歳	368	7.3	-	-	454	7.7	-	-	-	-
15-19歳	176	3.5	-	-	249	4.2	-	-	-	-
20-29歳	275	5.4	101	4.2	365	6.2	328	7.1	447	7.8
30-39歳	403	7.9	179	7.4	460	7.8	427	9.3	552	9.7
40-49歳	662	13.0	327	13.5	742	12.7	721	15.7	898	15.7
50-59歳	669	13.2	350	14.4	775	13.2	749	16.3	895	15.7
60-69歳	954	18.8	579	23.8	1,046	17.8	993	21.6	1,170	20.5
70歳以上	1,371	27.0	895	36.8	1,539	26.2	1,373	29.9	1,747	30.6
(再掲) 65-74歳	1,111	21.9	724	29.8	1,217	20.8	1,154	25.1	1,348	23.6
(再掲) 75歳以上	830	16.4	535	22.0	952	16.2	813	17.7	1,080	18.9
(再掲) 70-79歳	963	19.0	644	26.5	1,042	17.8	971	21.2	1,185	20.8
(再掲) 80歳以上	408	8.0	251	10.3	497	8.5	402	8.8	562	9.8

男性	身体状況調査		血液検査		栄養摂取状況調査		歩数測定		生活習慣調査	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	2,355	100.0	1,020	100.0	2,782	100.0	2,135	100.0	2,670	100.0
1-6歳	85	3.6	-	-	105	3.8	-	-	-	-
7-14歳	197	8.4	-	-	250	9.0	-	-	-	-
15-19歳	91	4.0	-	-	130	4.7	-	-	-	-
20-29歳	135	5.7	55	5.4	183	6.6	156	7.3	221	8.3
30-39歳	178	7.6	64	6.3	210	7.5	190	8.9	254	9.5
40-49歳	303	12.9	116	11.4	351	12.6	337	15.8	428	16.0
50-59歳	291	12.4	129	12.6	350	12.6	342	16.0	414	15.5
60-69歳	450	19.1	249	24.4	502	18.0	476	22.3	564	21.1
70歳以上	622	26.4	407	39.9	701	25.2	634	29.7	789	29.6
(再掲) 65-74歳	525	22.3	329	32.3	590	21.2	562	26.3	657	24.6
(再掲) 75歳以上	375	15.9	243	23.8	421	15.1	367	17.2	475	17.8
(再掲) 70-79歳	452	19.2	299	29.3	502	18.0	466	21.8	560	21.0
(再掲) 80歳以上	170	7.2	108	10.6	199	7.2	168	7.9	229	8.6

女性	身体状況調査		血液検査		栄養摂取状況調査		歩数測定		生活習慣調査	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	2,719	100.0	1,411	100.0	3,083	100.0	2,456	100.0	3,039	100.0
1-6歳	111	4.1	-	-	130	4.2	-	-	-	-
7-14歳	171	6.3	-	-	204	6.6	-	-	-	-
15-19歳	82	3.0	-	-	119	3.9	-	-	-	-
20-29歳	140	5.1	46	3.3	182	5.9	172	7.0	226	7.4
30-39歳	225	8.3	115	8.2	250	8.1	237	9.6	298	9.8
40-49歳	359	13.2	211	15.0	391	12.7	384	15.6	470	15.5
50-59歳	378	13.9	221	15.7	425	13.8	407	16.6	481	15.8
60-69歳	504	18.5	330	23.4	544	17.6	517	21.1	606	19.9
70歳以上	749	27.5	488	34.6	838	27.2	739	30.1	958	31.5
(再掲) 65-74歳	586	21.6	395	28.0	627	20.3	592	24.1	691	22.7
(再掲) 75歳以上	455	16.7	292	20.7	531	17.2	446	18.2	605	19.9
(再掲) 70-79歳	511	18.8	345	24.5	540	17.5	505	20.6	625	20.6
(再掲) 80歳以上	238	8.8	143	10.1	298	9.7	234	9.5	333	11.0

## 7. その他

- ・解析対象者数は、図表中（ ）内に併記した。
- ・集計客体数及び結果の概要に掲載している数値は四捨五入を行っているため、内訳合計が総数と合わないことがある。

## 2. 喫煙の状況

現在習慣的に喫煙している者の割合は16.7%であり、男性27.1%、女性7.6%である。この10年間でみると、いずれも有意に減少している。年齢階級別にみると、30～60歳代男性ではその割合が高く、3割を超えている。

図 40-1 現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上)(平成21～令和元年)

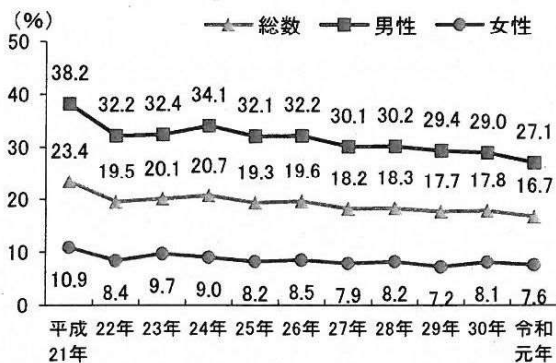
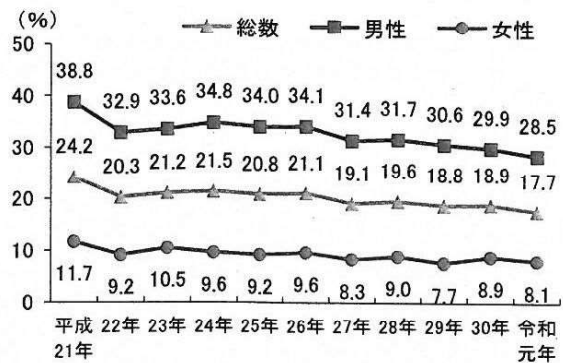
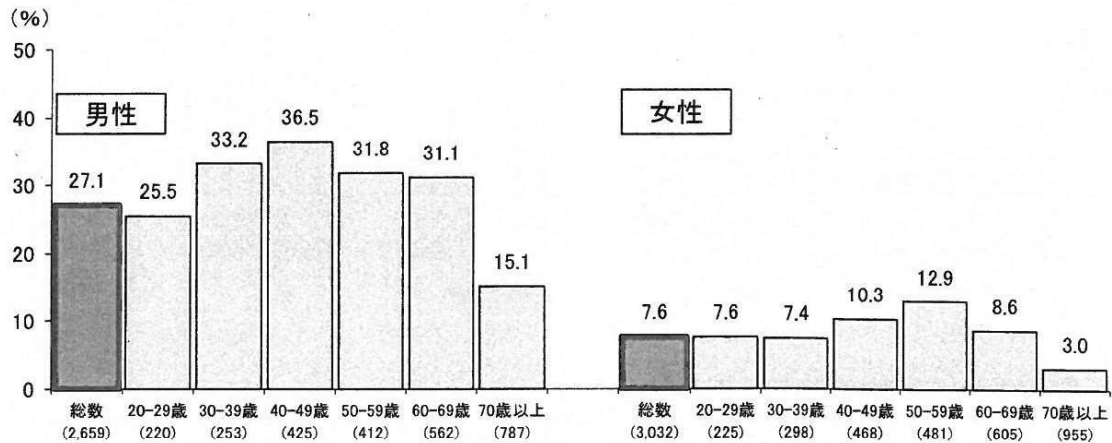


図 40-2 年齢調整した、現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上)(平成21～令和元年)



※「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。  
 なお、平成23、24年は、これまでたばこを習慣的に吸っていたことがある者のうち、「この1ヶ月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した者であり、平成21、22年は、合計100本以上又は6ヶ月以上たばこを吸っている(吸っていた)者。

図 41 現在習慣的に喫煙している者の割合(20歳以上、性・年齢階級別)



(参考) 「健康日本21(第二次)」の目標  
 成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)  
 目標値: 12%

令和2年度

総合計画のための市民意識調査結果報告書

川口市

# 第1章 調査の概要

## 1. 回収結果

- 本意識調査は、川口市内在住の18歳以上の男女5,000人を対象に、令和2年6月1日から6月22日にかけて郵送にて実施した。調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為抽出した。
- 有効回答者数は1,959人、有効回答率は39.2%であった。

## 2. 報告書を読むにあたって

- 調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限らない。
- 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の割合を算出しているため、合計は100%を超えている。
- 図表中のnは回答数を示している。
- 回答数が小さいものについては、比率が動きやすく分析には適さないため、参考として示すにとどめる。
- 表中の記号の意味は、以下のとおりである。

全体値より	☆：15.1ポイント以上高い	★：15.1ポイント以上低い
	○：10.1～15ポイント高い	●：10.1～15ポイント低い
	△：5.1～10ポイント高い	▲：5.1～10ポイント低い

## 3. 標本誤差について

この調査は、全数調査ではないので、調査結果の数値は真の値（全数を調査した場合に得られる数値）から隔たっている可能性がある。（これを標本誤差という。）

この標本誤差の大きさは、95%の信頼度で、

$$\pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}} \quad \cong \quad \pm 2 \sqrt{\frac{P(1-P)}{n}}$$

を超えないことが確認されている。（N：母集団、n：標本数、P：出現率）

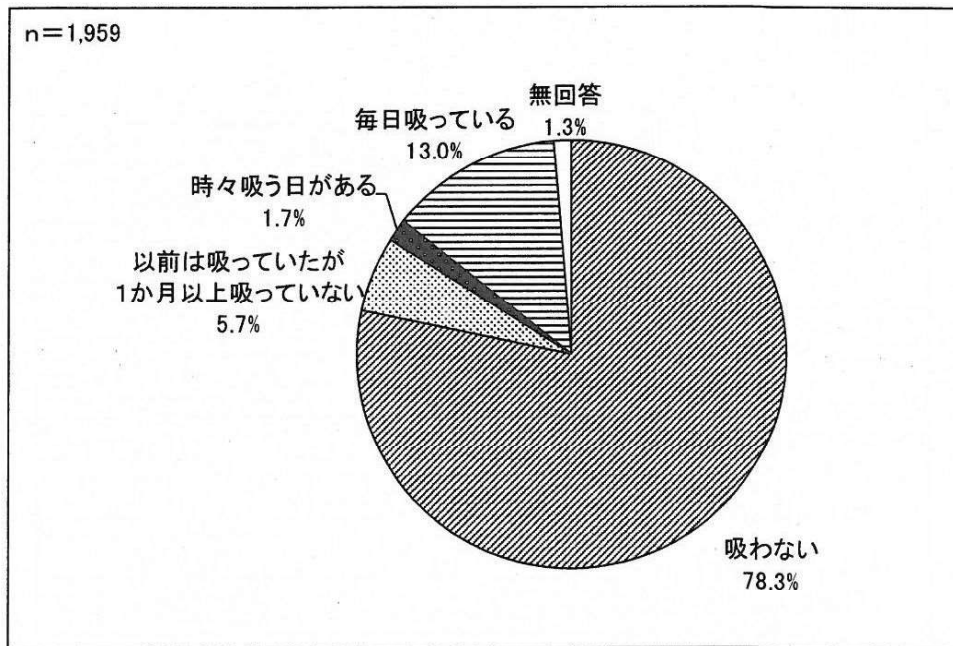


## 26. 喫煙の有無

### 1) 喫煙の有無

- 喫煙の有無について、「吸わない」が78.3%と最も高く、次いで、「毎日吸っている」が13.0%、「以前は吸っていたが1か月以上吸っていない」が5.7%、「時々吸う日がある」が1.7%となっている。

【喫煙の有無（全体）】





令和元年度

総合計画のための市民意識調査結果報告書

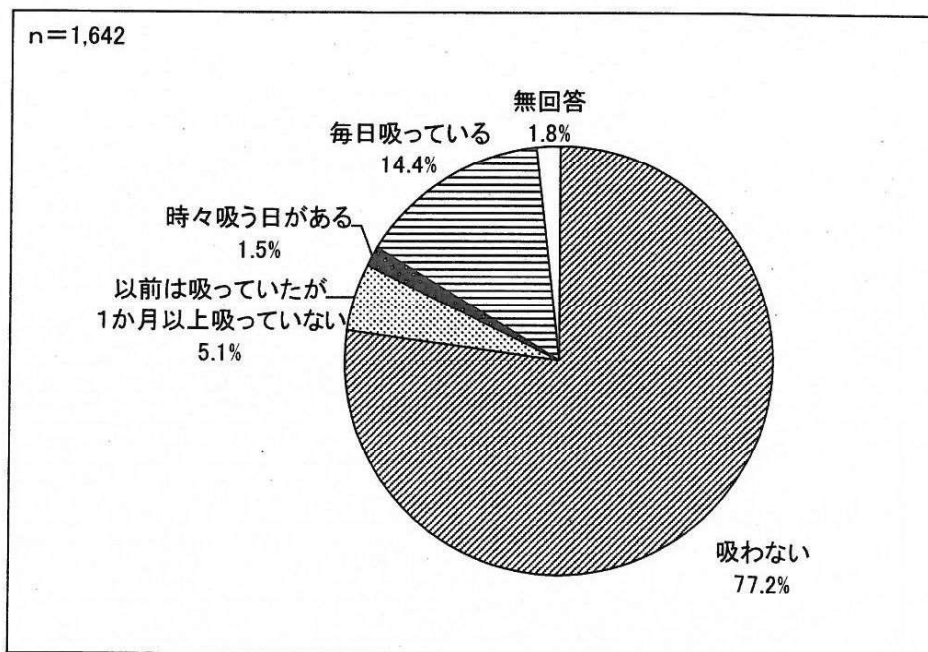
川口市

## 19. 喫煙の有無

### 1) 喫煙の有無

- 喫煙の有無について、「吸わない」が77.2%と最も高く、次いで、「毎日吸っている」が14.4%、「以前は吸っていたが1か月以上吸っていない」が5.1%、「時々吸う日がある」が1.5%となっている。

【喫煙の有無（全体）】





分煙対策前



分煙対策後

